相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市塚口本町一丁目一八八番地三、最後の住所兵庫県尼崎市三反田町一丁目二番六号　被相続人　亡　近藤ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十四日

兵庫県尼崎市東難波町五―一七―二三第一住建尼崎ビル尼崎あおぞら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山市田中町五丁目二番地八、最後の住所和歌山市北出島一九番地　被相続人　亡　吉田　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十四日

和歌山市南細工町一二番地

相続財産管理人　弁護士　玉置　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東深津町六丁目二五三一番地三、最後の住所広島県福山市春日町浦上二〇六三番地一　被相続人　亡　清水　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十四日

広島県福山市若松町二番九号加藤ビル三階

相続財産管理人　弁護士　坂本　朋顕

無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬しますので、ご承知下さい。

平成二十二年六月二十四日

一、墳墓等所在地　静岡県浜松市東区西ヶ崎町二一〇番地

一、墳墓等の名称　不明　合計不明

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　静岡県浜松市東区西ヶ崎町三三番地　西ヶ崎町上自治会　自治会長　梶井恵治

公示送達

伊勢崎都市計画事業西部第二土地区画整理事業に係る左記一の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので（又は、受領を拒まれたので）、同法第百二十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

伊勢崎市連取町五八〇番地一　大井　健至

伊勢崎市連取町六八〇番地七　岡田　和俊

伊勢崎市連取町六九九番地　堀沢　文雄

伊勢崎市田中島町七四五番地　平田　貴正

伊勢崎市連取町一一一番地　小暮　利助

伊勢崎市三光町一七番五号　株式会社星野メディカルサービス

東京都東久留米市下里四七七番地　有限会社関根養豚場

さいたま市大宮区東町一丁目二〇九番地　有限会社マルマンアイカワ商事

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、伊勢崎都市計画事業西部第二土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地伊勢崎市役所の掲示板において掲示します。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、伊勢崎市長に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。なお、通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

二、また、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、伊勢崎市西部第二土地区画整理組合を被告として（訴訟において伊勢崎市西部第二土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると、取消の訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、右記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十二年六月二十四日

伊勢崎都市計画事業西部第二土地区画整理事業

施行者　伊勢崎市西部第二土地区画整理組合

代表者　理事長　原田　和行

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成22年6月24日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

社団法人不動産保証協会

記

平22不保373	今井金商株式会社	代表取締役 今井國雄	北海道札幌市中央区南2条西2―13	1000万円
平22不保374	有限会社エムティアールコーポレーション	代表取締役 藤田守彦	北海道稚内市大黒5―2―9	〃
平22不保375	有限会社江陽不動産	代表取締役 熊野常雄	青森県八戸市小中野4―5―6	〃
平22不保376	有限会社丸伊工務店	代表取締役 伊藤泰範	宮城県仙台市青葉区荒巻神明町22―3	〃
平22不保377	有限会社さくら建宅	代表取締役 櫻井洋一	群馬県伊勢崎市平井町1214―2	〃
平22不保378	有限会社丸幸住販	取締役 本橋幸一	埼玉県入間郡毛呂山町南台5―2―2	〃
平22不保379	アーバンエステート有限会社	代表取締役 浜島美紀夫	埼玉県蓮田市東6―2―12	〃
平22不保380	株式会社ハートフィールズ	代表取締役 小野将治	埼玉県さいたま市大宮区櫛引町1―731―3	〃
平22不保381	エクシード株式会社	代表取締役 石田誉	埼玉県飯能市美杉台5―18―20	〃
平22不保382	有限会社明伸商事	代表取締役 片山力	千葉県千葉市若葉区加曽利町1019―33	〃
平22不保383	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保384	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保385	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保386	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保387	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保388	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保389	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保390	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保391	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃
平22不保392	有限会社ユニバーサル	代表取締役 小林正	千葉県千葉市若葉区小倉台4―1―1	〃